

託送供給等約款の認可申請について

2022年12月27日

関西電力送配電株式会社

当社は、本日、改正電気事業法第18条第1項^{*1}に基づき、託送供給等約款^{*2}の認可申請を経済産業大臣に行いました。

今回の認可申請では、2023年度から導入される「新たな託送料金制度」に向け、12月23日に第1規制期間（2023～27年度）における託送料金の収入上限が承認されたことを踏まえ、託送料金単価の見直しを行いました。

また、今回の認可申請では、上記のほか、託送料金メニュー等についても、見直しを行いました。

今回認可申請を行った託送供給等約款は、今後、国による審査を受けるものであり、当社は真摯に対応してまいります。

○主な見直し内容

(1) 託送料金単価の見直し

(参考) 見直し前後の託送料金平均単価

- ・低圧単価 : 8円20銭／kWh (7円93銭／kWh) ^{*3}
- ・高圧単価 : 4円85銭／kWh (4円14銭／kWh) ^{*3}
- ・特別高圧単価 : 2円38銭／kWh (2円30銭／kWh) ^{*3}

(2) 託送料金メニューの見直し

再生可能エネルギーの有効活用等の観点から、電化推進や需要応動（上げDR^{*4}）を後押しする託送料金面の対応として、既存のピークシフト割引および自家発補給電力の特別措置の適用範囲を拡大すべく、当該内容を供給条件に反映しました。

(3) N-1電制^{*5}における費用負担の取扱い

国の審議会において、N-1電制におけるオペレーション費用や電制実施に必要な制御装置設置等の初期費用を一般送配電事業者が負担することと整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(4) インバランス料金^{※6}の未収リスクに関する保証金の取扱い

国の審議会において、インバランス料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、インバランス料金の未収リスクに備え、保証金を求めることができる旨を、託送供給等約款に明記することと整理されたことに伴い、当該内容を供給条件に反映しました。

(5) 損失率^{※7}の見直し

国の審議会において、スマートメーターの設置が完了するまでの間は、託送供給等約款に定める損失率は年度によって変動することが考えられるため、毎年至近3年の実績損失率の平均値に見直すことが望ましいと整理されたことに伴い、2019～21年度の実績損失率の平均値に変更しました。

電圧	現行	見直し後
低圧で供給する場合	7.8%	7.8%
高圧で供給する場合	4.1%	4.2%
特別高圧で供給する場合	2.7%	2.9%

○実施日

2023年4月1日の実施を予定しています。

※1：改正電気事業法第18条第1項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件（以下この款において単に「供給条件」という。）について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金その他の供給条件を定めたもの。

※3：単価は消費税等相当額を除く。（ ）内は改定前収入に基づく電圧別平均単価。

※4：DR（デマンドレスポンス）とは、需要者側エネルギー資源の保有者もしくは第三者が、そのエネルギー資源を制御することで、電力需要パターンを変化させること。需要制御のパターンによって、需要を減らす（抑制する）「下げDR」、需要を増やす（創出する）「上げDR」の二つに区分される。

※ 5 : 緊急時用に確保されている送電線を、事故時に瞬時に発電遮断することを前提に平常時も活用する仕組み。緊急時用の容量を活用することで、より多くの電源の接続が可能になる。

※ 6 : 発電・小売電気事業者等が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の発電・需要計画等に対する発電・需要実績等の差分をインバランスという。
需給の一致を図る観点から、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算金をインバランス料金という。

※ 7 : 発電所で発電された電気が需要者に供給されるまでの間に失われる電力量（損失量）を算定するための比率。なお、小売電気事業者等は、需要場所で消費される電力量とこれに係る損失量の合計に相当する量の電気の調達を行う。

以 上

別紙：料金単価表

料金単価表（1）

1

■低圧 接続送電サービス料金（電灯）

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。
※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

			単位	適用する料金単価	
				改定前単価	改定後単価
電灯定額接続送電サービス	電灯料金	10Wまで	1灯	33円29銭	34円56銭
		10Wをこえ20Wまで	1灯	66円56銭	69円12銭
		20Wをこえ40Wまで	1灯	133円12銭	138円26銭
		40Wをこえ60Wまで	1灯	199円69銭	207円38銭
		60Wをこえ100Wまで	1灯	332円82銭	345円64銭
		100Wをこえる100Wまでごとに	1灯	332円82銭	345円64銭
	小型機器料金	50VAまで	1機器	99円41銭	103円24銭
		50VAをこえ100VAまで	1機器	198円82銭	206円47銭
		100VAをこえる100VAまでごとに	1機器	198円82銭	206円47銭
電灯標準接続送電サービス	基本料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	198円00銭
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	66円00銭
		主開閉器契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	165円00銭
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	55円00銭
	電力量料金			1kWh	8円07銭
電灯時間帯別接続送電サービス	基本料金	実量契約	最初の6kWまで	1送電サービス	198円00銭
			6kWをこえる1kWにつき	1kW	66円00銭
		主開閉器契約	最初の6kVAまで	1送電サービス	165円00銭
			6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	55円00銭
	電力量料金	昼間時間	1kWh	8円74銭	8円65銭
		夜間時間	1kWh	7円27銭	7円44銭
		電灯従量接続送電サービス	1kWh	11円32銭	12円85銭

料金単価表（2）

2

■低圧 接続送電サービス料金（動力）

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。
※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

	基本 料金	実量契約 主開閉器契約	単位 1kW	適用する料金単価	
				改定前単価	改定後単価
動力標準接続送電サービス	基本 料金	実量契約	1kW	429円00銭	460円90銭
		主開閉器契約	1kW	352円00銭	378円40銭
		電力量料金	1kWh	5円13銭	5円13銭
動力時間帯別接続送電サービス	基本 料金	実量契約	1kW	429円00銭	460円90銭
		主開閉器契約	1kW	352円00銭	378円40銭
	電力量料金	昼間時間	1kWh	5円53銭	5円47銭
		夜間時間	1kWh	4円65銭	4円75銭
動力従量接続送電サービス			1kWh	12円16銭	12円69銭

料金単価表（3）

3

■低圧 臨時接続送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。

※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

		単位	適用する料金単価	
			改定前単価	改定後単価
電灯 臨時定額 接続送電 サービス	50VAまで	1送電サービス 1日につき	2円95銭	3円07銭
	50VAをこえ100VAまで		5円90銭	6円13銭
	100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまでごとに		5円90銭	6円13銭
	500VAをこえ1kVAまで		58円99銭	61円28銭
	1kVAをこえ3kVAまでの場合 1kVAまでごとに		58円99銭	61円28銭
電灯臨時 接続送電 サービス	基本料金	最初の6kVAまで	1送電サービス	電灯標準接続送電 サービス(主開閉器契 約)の料金率を10%割 増したもの
		6kVAをこえる1kVAにつき	1kVA	電灯標準接続送電 サービス(主開閉器契 約)の料金率を10%割 増したもの
	電力量料金	1kWh	8円87銭	8円88銭
動力臨時定額接続送電サービス		1kW1日につき	74円89銭	82円59銭
動力臨時 接続送電 サービス	基本料金	1kW	動力標準接続送電 サービス(主開閉器契 約)の料金率を20%割 増したもの	動力標準接続送電 サービス(主開閉器契 約)の料金率を20%割 増したもの
	電力量料金	1kWh	6円15銭	6円15銭

料金単価表（4）

■高圧・特別高圧 接続送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。
※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

			単位	適用する料金単価		
				改定前単価	改定後単価	
高圧	高圧標準接続送電サービス	基本料金	1kW	517円00銭	663円30銭	
		電力量料金	1kWh	2円63銭	2円86銭	
	高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金	1kW	517円00銭	663円30銭	
		電力量料金	昼間時間	1kWh	2円85銭	
			夜間時間	1kWh	2円32銭	
	高圧従量接続送電サービス			1kWh	11円10銭	
	ピークシフト割引			1kW	308円00銭	
特別高圧	特別高圧標準接続送電サービス	基本料金	1kW	407円00銭	440円00銭	
		電力量料金	1kWh	1円24銭	1円24銭	
	特別高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金	1kW	407円00銭	440円00銭	
		電力量料金	昼間時間	1kWh	1円32銭	
			夜間時間	1kWh	1円15銭	
	特別高圧従量接続送電サービス			1kWh	7円92銭	
	ピークシフト割引			1kW	242円00銭	
Kansai Transmission and Distribution, Inc.						

料金単価表（5）

5

■高圧・特別高圧 臨時接続送電サービス料金 ※料金単価は、消費税等相当額を含みます。※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。
※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

		単位	適用する料金単価	
			改定前単価	改定後単価
高圧臨時接続送電サービス	基本料金	1kW	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの	高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの
	電力量料金	1kWh	3円15銭	3円43銭
特別高圧臨時接続送電サービス	基本料金	1kW	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの	特別高圧標準接続送電サービスの料金率を20%割増したもの
	電力量料金	1kWh	1円48銭	1円50銭

■高圧・特別高圧 予備送電サービス料金

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。
※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

		単位	適用する料金単価	
			改定前単価	改定後単価
高圧	予備送電サービスA	1kW	75円90銭	96円80銭
	予備送電サービスB	1kW	148円50銭	185円90銭
特別高圧	予備送電サービスA	1kW	73円70銭	77円00銭
	予備送電サービスB	1kW	113円30銭	116円60銭

料金単価表（6）

6

■近接性評価割引

※料金単価は、消費税等相当額を含みます。※実際の料金単価は、経済産業大臣の認可により決定されます。
※「改定前単価」は、現在の託送供給等約款における2023年4月1日以降の適用単価です。

単位	適用する料金単価	
	改定前単価	改定後単価
受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合	1kWh 72銭	72銭
受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ 140,000V以下の場合	1kWh 42銭	42銭
受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合	1kWh 21銭	21銭